

事 務 連 絡  
平成 23 年 6 月 6 日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る相談・請求等の把握について

標記については、平成 23 年 3 月 11 日付け基労補発 0311 第 9 号及び平成 23 年 3 月 24 日付け事務連絡により既に指示したところであるが、労災保険給付に関する請求認定内訳等の詳細を把握するため、別紙「相談等集計表」を改正し、行方不明者に係る請求及び認定件数を把握することとしたので、今後、相談、請求等があった場合は、当該集計表により当日分をとりまとめた上で、翌日 12 時までに当課業務係まで報告されたい。

なお、別紙集計表のうち、「署別内訳」については、本事務連絡に定める報告期限までに取りまとめることができない等の事情がある場合は、前日の状況をそのまま報告して差し支えない。また、初回（6 月 7 日）の報告については、新たに設けた項目の累計件数（6 月 6 日までに受付等した件数）を報告すること。

(別紙)

## 相談等集計表(〇月〇日分)

( 労働局)

○ 相談内容等(全体の相談件数)		※以下、第1～第3の合計数を記載	件
第1 共通		※以下、1～5の合計数を記載	件
1	労働者性等労災保険の保険給付の対象となる者か否か		件
2	請求書の添付書類の取扱い等請求方法について		件
3	出張中に被災した場合の取扱い		件
4	給付基礎日額の算定等について		件
5	意見、要望等		件
(例:郵便も出せないが、請求書を取りに来てもらえないか)			
第2 地震・津波自体による災害についての相談		※以下、1、2の合計数を記載	件
1	業務災害の業務上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
	①うち通達で対応できたもの		件
	②うち通達で対応できなかったもの		件
(対応できなかった場合の具体的な内容を記載)			
2	通勤災害の通勤上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
	①うち通達で対応できたもの		件
	②うち通達で対応できなかったもの		件
(対応できなかった場合の具体的な内容を記載)			

第3 第2以外の地震に伴う災害の相談	※以下、1、2の合計数を記載	件
1 業務災害の業務上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①業務上外		件
②その他		件
(その他の場合の具体的な内容を記載)		
2 通勤災害の通勤上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①通常と異なる通勤経路の場合の取扱い		件
②その他		件
(その他の場合の具体的な内容を記載)		

		署別の内訳					
		●署	●署	●署	●署	●署	計
○請求件数		件					
	うち遺族	件					
	うち地震を契機	件					
	うち津波を契機	件					
	うち行方不明者に係る件数	件					
	その他(療養、休業等)	件					
	うち地震を契機	件					
	うち津波を契機	件					

		署別の内訳					
		●署	●署	●署	●署	●署	計
○認定件数		件					
	うち遺族	件					
	うち地震を契機	件					
	うち津波を契機	件					
	うち行方不明者に係る件数	件					
	その他(療養、休業等)	件					
	うち地震を契機	件					
	うち津波を契機	件					